



NPO法人になるメリットと注意点

NPO法人になったら、様々なメリットがありますが、そればかりではありません。NPO法人化してから、「こんなはずじゃなかった・・・」とはならないよう、前もってNPO法人になるメリットと注意点を知っておきましょう♪

NPO法人化する メリット

1. 信用が得られやすい

任意団体に比べて、法人格を有している団体の方が社会的に信用を得られやすいという面があります。

2. 契約の主体になれる

銀行口座の作成や賃貸契約の際、任意団体であれば代表者等の個人名での契約になりますが、NPO法人になれば、法人名での契約ができるようになります。また、行政などからの事業を受託することができます。

3. 財産が所有できる

法人として不動産や車等を所有することができます。

4. 法人を対象とした助成金・補助金に応募できる

助成金の中には、法人格をもった団体のみが応募可能なものがあり、その金額も高額になることがあります。

5. 情報公開される機会が多く、法人の存在をPRできる

NPO法人は情報公開が義務付けられているので、法人の情報が市民の方の目に触れる機会が多くなります。例えば、提出した各種届出が内閣府ポータルネットで掲載されたり、所轄庁で閲覧書類として設置されたりします。つまり、NPO法人の存在をたくさんの人にPRできると言えます。

内閣府ポータルサイトとは？

内閣府において、所轄庁の協力を得て、特定非営利活動法人(NPO法人)に係る基本的な情報を一元的に管理し、市民・NPO法人・企業等にインターネットにより情報提供するために管理・運営するNPO法人情報のポータルサイトです。

※「内閣府 NPO」で
検索したらでてくるよ♪

次は、ドキドキ、注意点！⇒

NPO法人化する 上での注意点

1. 提出義務のある書類等の作成や管理に手間とコストがかかる

法人格を取得すると、所轄庁に毎年事業報告書や決算書を提出しなければなりません。また、役員変更や定款変更も状況に応じて提出する義務があり、法務局への登記も必要になります。それら書類等を作成・提出・管理するための手間やコストが大きくなります。

2. 納税の義務が発生する

法人格を取得すると、様々な納税義務が発生します。例えば、法人税や法人事業税、消費税などです。また、申告書などの書類の作成も行わなければなりません。

3. 活動内容や財産情報を市民がチェックします

法人の活動内容や財産に関する情報は積極的に公開され、市民の目に触れることになります。きちんとした書類の作成が団体の信用につながります。

4. 罰則規定がある

事業報告書の提出がなされないなどの場合、過料や認証の取消し等の罰則が適用されることがあります。また、認証の取消しを受けると、2年間は他団体の役員にはなれないなど、個人として不利益を被る場合もあります。

NPO法人化する前に様々なことを知ったうえで、しっかりと考えておくことが、順調な団体の運営につながっていくよ！

